



第9回WTO閣僚会議 に対する国際公務労連の声明 (インドネシア、バリにて2013年12月3～6日開催)

大企業は数十年にわたってグローバル化を主導してきました。その影響は誰の目にも明らかです。世界では若者を中心に多くの人々が失業に苦しんでいます。不平等は拡大し、質の高い公共サービスと労働権の土台が蝕まれています。一方で、商品市場の自由化と金融投機は食品価格の乱高下と食糧難を招きました。人々には莫大な被害が及ぶと同時に、助かったはずの命が失われました。民間金融市場の暴走と無秩序な行動が引き起こした世界経済危機は、労働者に大きな損害をもたらしました。そればかりか、こうした行動が今、誤った論拠に基づく厳しい緊縮財政プログラムを実施するための言い訳に利用されています。

貿易自由化のアジェンダは、時代の根幹に関わる課題に何の解決策も見出さないばかりか、大きな損害をもたらしました。市場は気候変動の対策を生まず、むしろ民営化が環境破壊を助長したケースが目立ちました。開発が進まない国は多く、普遍的な社会保護、ディーセント・ワーク、生活賃金の恩恵にあずかることができない人々は、世界人口の大多数を占めています。国際労働機関の三者構成原則の外では、貿易協定が無規制な国際出稼ぎ労働の流れを後押しし、移民労働者を搾取から守るための制度を切り崩しています。

腐敗も地域社会を悩ませる問題です。腐敗によって政府への信頼が損なわれ、多くの人々に基本的な生活手段を提供する手段が失われています。世界では、清潔で手頃、かつ信頼の置ける公共水道・エネルギーを利用できる人々は非常に少ないのが現状です。数少ない富裕層が世界経済を犠牲にしながら多くの利益をあげ続けることがないように金融市場を再規制することについて、貿易アジェンダでは何も動きがありません。

しかし見方を変えれば、今こそ誰もが利用できる質の高い公共サービスを地域社会に提供する絶好の機会であると言えます。企業収益は増加の一途にあります。その一方で、課税規定が廃れ、形骸化したことで、企業収益を回収し、保健、教育、廃棄物管理、水、エネルギーといった基本的な公共サービスの資金に還元することができない状態にあります。貿易自由化を推進するグローバル企業は、払うべき公正な税金を納めないという余得にあずかっています。現在の自由貿易アジェンダは、こうした問題に対処する手立てとはなりません。

自由貿易協定が拡大すると、最も有力な企業や国家に純利益がもたらされる可能性がある一方で、こうした利益が市民に配分され、最も必要としている人々に行き渡るということは非常に少なく、不平等が深刻化しています。WTOすら、自由貿易には勝者と敗者がいることを認めざるをえませんでした。

次世代の貿易協定の論点は関税ではありません。できるかぎり無規制の状態で大企業の市場アクセスを実現することが主眼となっています。こうした次世代貿易協定は、民主的に選ばれた政府が、企業の活動を禁じる環境基準、労働基準、社会基準を事実上執行できなくするものです。協定は移民労働者の保護を縮小する立場をとり、労働者を自由市場で商品のように売買するなど、労働者は非道徳的な扱いを受けています。衝撃的なのは、こうした協定の交渉に携わる人々が、金融危機の警告を無視し、資本市場が経済

に大きな損害を二度と与えないようにするために必要とされた金融規制そのものを禁じようとしている点です。市民と国の権利に勝る企業権利を創出し、民事裁判を通じて強制していくことは恥ずべき行為です。多くの市民が正当だと評価できるような人材開発にあずかるための普遍的権利を提供することを土台に、世界貿易の枠組みを構築する必要があります。

その枠組はオープンでバランスのとれた、包括的なものでなければなりません。WTO加盟国は、ドーハでWTOに課された開発任務を重んじることで一步を踏みなさなければなりません。

公共サービスは公共の利益のために

市場メカニズムと営利活動に重きをおく貿易協定に、公共サービスの余地はありません。質の高い公共サービスはダイナミックであり、環境、技術、政治的課題、社会的目的の変化に応じて進化します。質の高い公共サービスを提供するために、政府には政策を自国で決めるための裁量(ポリシースペース)を最大限に確保し、可能な限りすべての規制ツールを駆使することが必要になります。官民混合のモデルでは、ポリシースペースの必要性が増すだけであり、包括性の基盤にはなりません。すべての貿易協定から、広義の公共サービスを打ち出していく必要があります。

生活に欠かせないサービスには政府の規制が必要です

現在の「サービス貿易に関する一般協定(GATS)」を自由化の基盤とするべきではありません。GATSの市場アクセスでは、財政の安定を図り、消費者の安全、環境の質、そして教育と水・エネルギー、輸送などへのユニバーサルアクセスなど、公共の利益を高めるための規制を禁じています。この規制は国内外の企業に平等に適用されます。GATSは資格取得義務やその手続、技術基準、免許取得義務に関しても、国内の規制に追加的な制限を加えています。新サービス貿易協定(TISA)など、今後の協定は、GATSのもとですでに存在している規制緩和条件を拡大するものであってはなりません。むしろ後退させるものであるべきです。

知的所有権の独占ではなく、安価な保健医療を

公衆衛生とTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面)に関するドーハ宣言では、TRIPS協定に盛り込まれた柔軟性と、WTO加盟国の公衆衛生ニーズに対処するための活用方法が再確認されています。しかし、ドーハ宣言を受けて行われた交渉は、合意された権利を実際の利用につなげていくための有効なメカニズムを確立しないまま終了しています。加盟国は、TRIPSの第31条(f)を免除するという2003年8月30日の決定と、その後2005年に決定されたTRIPSの修正を見直し、有効な決定に変えていく必要があります。加盟国はTRIPSの非違反申立に対する無期限モラトリアムに合意し、また後発開発途上国のTRIPS義務免除を無条件に無期限化することにも合意しなければなりません。

金融規制緩和ではなく金融安定化

金融サービス部門におけるWTOの規制緩和・自由化ルールが、世界金融危機の土台となっています。しかし、G20では大半の政府、そしてIMFさえも金融再規制の必要性を認識しているにもかかわらず、WTOのGATSルールは金融規制に向けた取り組みを阻むものであります。GATS交渉で現在なされている提案は、国内規制に追加的に制限を課し、規制緩和条件の適用を拡大させるものです。金融サービスに関する現行のGATSルールを早急に変えていく必要があります。WTO内でこれ以上金融サービスの規制緩和や自由化が進まないようにすべきです。現行および提案中のGATSルールは、金融危機の視点で検討しなければなりません。そして、すべての国に、資本規制や金融取引税といったマクロプルーデンス政策を活用するためのポリシースペースを確保することを明確にし、他の金融規制やプルーデンス政策の実施を図るべきです。

食料の権利を支持する貿易ルール

食料は単なる商品とは異なります。安全で栄養がある食料を十分に享受することは人権です。食料市場の規制緩和と自由化の拡大により、小規模農家、労働者、消費者は、食料価格・供給が激しく変動するという事態に直面しました。そして、世界で最も弱い立場に立たされた人々には壊滅的な影響が及びました。商品市場における過剰な投機と、企業によるアグリビジネスに有利な形で策定され、食料を企業利益のための製品として扱う世界食料ルールを支持することはできません。G33交渉で現在提案されているように、途

上国には貧しい農家への直接支給など、貧困層に食費を支給し、食料保障を図る権利が確保されるべきです。また、関税を引き上げ、農家の生活、農村開発、食料保障を守る他の措置を活用する権利を推進すること、現在WTOで提案されている特別セーフガード・メカニズム(SSM)に柔軟性をもたせたメカニズムを通じて食料保障を図ることに努めていかなければなりません。LDCに対しては、これ以上農業に関するコミットメントを設けるべきではありません。貿易ルールは、世界市場における過度の投機と変動を防ぐために、商品の正しい規制を促す修正を加えなければなりません。

貿易協定で国際労働移動を規制するべきではありません

労働者は商品ではありません。労働者の移動を貿易協定で規制すべきではありません。モノやサービスとは違い、人間には人権を守るための制度が必要です。労働移動を規制できるのは、国際労働機関三者による規範としての基準設定プロセスだけです。

WTOは気候変動対策を定める場ではありません

労働自由化と市場拡大は、気候変動に対処できないだけでなく、対処もしていません。WTOの主眼は持続可能な開発の原則ではありません。WTOは地球規模の気候問題の解決にあたる当局のポリシースペースを制限してはなりません。TRIPSのルールは、気候変動を扱う多国間交渉など、技術移転に関する知的財産に関わる体制にさらに柔軟性を持たせるための交渉を各国が行えるような形に変更すべきです。気候変動に対する政策は、WTO紛争解決制度を通じた申立の対象となるべきではありません。WTOでは新たに「気候変動」アジェンダを導入すべきではありません。

独立した労働組合と基本的人権抜きに自由貿易はありません

独立労働組合を結成し、組合に加入する権利、ならびに団体交渉権、争議権は人権です。企業の利益で動く国は、競争で優位に立つためにこうした権利を犠牲にすることがあります。基本的な労働権と人権を侵害する国と公平に競争する場はなく、こうした国は違反がある限り自由貿易取引の恩恵からは除外されるべきです。

貿易は開発に与するもの

貿易は開発手段として開発途上国が利用できるものでなければなりません。貿易そのものが目的ではありません。現行または提案中のルールで実際に生じた貿易の影響により、貧しい人々や貧しい国々の開発能力が妨げられるのであれば、新たなルールが必要です。WTO加盟国は、「特別かつ異なる待遇」の原則をより運用可能かつ効果的にし、先進国市場を利用しやすくするための原産地規則を簡略化し、すべてのLDC産品に無税無枠措置を供与し、綿花補助金を全面的に廃止し、LDCが現在受けているサービスに関する免除を無期限に延長するための交渉で提案された88項目に対する合意を締結するべきです。